



議案第二十四号

国民宿舍三朝温泉会館運営審議会設置条例の一部改正について

次のとおり国民宿舍三朝温泉会館運営審議会設置条例の一部を改正することについて、
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の
議決を求める。

昭和五十一年三月十日

三朝町長 松 村 喬 成

昭和五拾壹年参月拾九日 原案可決

三朝町議会議長牧田 禎

三朝町条例第 号

国民宿舍三朝温泉会館運営審議会設置条例の一部を改正する条例

国民宿舍三朝温泉会館運営審議会設置条例（昭和四十一年三朝町条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「国民宿舍三朝温泉会館事業」を「国民宿舍事業」に改める。
第二条中「事業」を削る。

附 則

この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。